生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用

⑴ **貸付上限額　［複数世帯］　月額20万円以内の必要額**
［単身世帯］　月額15万円以内の必要額

⑵ **貸付期間　　原則６か月以内　※初回申請期間は原則３か月以内とし、状況により延長可**

⑶ **貸付方法　　分割交付　１か月ごとの分割交付**

- 生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、貸付を受ける必要がある金額を計算します。
- 再就職後に返済することを考え、借入金額はできるだけ少額となるよう、支出の見直しも併せて行います。
- 負債の返済費用は貸付の対象外となります。
- 当該期間であっても資金の貸付を受けた者が、自立した生活を営むことが可能になった場合には、貸付を終了するものとします。

住宅入居費　住居確保給付金申請者のみ対象

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用　※停止条件付賃貸借契約

⑴ **貸付上限額　40万円以内の必要額（見積額どおり）**

⑵ **貸付方法　　住居確保給付金の支給申請を受けて、不動産業者等に直接一括交付**

⑶ **貸付対象**

- 確保する住居の家賃額は、住居確保給付金の基準内であること。

□ 敷金･礼金等
□ 入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費
□ 不動産仲介手数料
□ 火災保険料
□ 入居保証料
□ その他入居に必要な経費
□ 運送費

一時生活再建費　生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象

生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

⑴ **貸付上限額　60万円以内の必要額**

⑵ **貸付方法　　一括交付**

⑶ **貸付対象**

□ 住居喪失者が住居確保給付金を利用して入居する場合の家具什器費等
□ 現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用
□ 住宅入居費申請者の場合の運送費不足分
□ 現在居住している住居に住み続けるための更新料
□ 新たに就業するために必要な支度費、技能習得費
- 生活支援費の交付期間中に就職が内定した場合、就業までの間に用意する必要がある物品等の購入費用、及び技能習得費用（内定した会社から求められている場合に限る）

□ 公共料金等滞納の場合の支払費用
- 現在居住している住宅での公共料金等（電気、ガス、水道料金、家賃）を滞納しており、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合

※家賃は下記の①～③をすべて満たす場合
① 現在居住しており今後も住み続ける住居の家賃を滞納している場合
② 今後、払い続けていくことが可能な家賃額の住居であること
③ 滞納月数が３か月以内かつ滞納額が30万円以内の場合（公営住宅の場合を除く）